

項目の新旧対照表（概要編）

I 人事

※項目変更なし 第5 服務 10 特別職の服務（P40以降、レイアウト変更によりページ繰上）

II 勤務時間・休日・休暇

※項目変更なし 上記、ページ繰上に伴い、全ページ繰上

III 給与

※上記、上記、ページ繰上に伴い、4 単身赴任手当（P124）までページ繰上

新		旧	
第2 諸手当 3 通勤手当	120	第2 諸手当 3 通勤手当	121
(4) 確認及び決定、 <u>職員への注意喚起</u>		(4) 確認及び決定、 <u>事後の確認</u>	
5 <u>在宅勤務手当</u>	125		
(新規追加)			
6 期末手当		5 期末手当	
※以下、6 期末手当以降、項目番号 ずれ			

IV 旅費 ※項目変更なし

V 特別の規定に基づく任用※項目変更なし

VI 職種による勤務条件等の特例※項目変更なし

改訂一覧（概要編）

I 人事

第1 地方公務員

2 常勤と非常勤

(2) 給与その他給付 P 4

(改訂内容)

- ・表中に「勤勉手当」及び根拠規定を加える。

第4 分限・懲戒

1 職員の身分保障

(2) 職員の不利益となる取扱い P 28

(改訂内容)

- ・本文中「これに基づく条例」を「これらに基づく条例」に改める。

第6 職員の利益の保護（不利益の救済）

1 措置要求

(3) 措置要求の手続 P 41

(改訂内容)

- ・本文中、「故意に妨害した者」を「故意に妨げた者」に改める。

II 勤務時間・休日・休暇

第1 給与以外の勤務条件の決定

2 労働基準法等の適用

(1) 労働基準法及び船員法の適用 P 53

(改訂内容)

- ・[注2] 根拠規定中「国公法附則16」を「国公法附則6」に改める。

第2 勤務時間

3 フレックスタイム制

(3) 勤務時間の割振り P 56

(改訂内容)

- ・注釈1中「①の勤務時間の割振りは、できる限り、単位期間が始まる日に前日から起算して1週間前の日までに行う。(R5.4.1以降は下線部分の内容が削除される。)」を削除する。
- ・注釈1の根拠規定中「職職328第3⑨」を「職職328第3⑫」に改める。

(4) 単位期間等 P 5 6

(改訂内容)

- ・表中③「一般的な職員」の「連続する5時間 (R5. 4. 1 以降は「連続する時間」)」を「2時間以上4時間以下の範囲内で定める連続する時間」に改める。
- ・表中③「育児又は介護を行う職員」の「2時間以上4時間30分以下」を「2時間以上4時間以下」に改め、「(R5. 4. 1 以降は「連続する時間」)」を削除する。
- ・表中④「7時以降 (R5. 4. 1 以降は)」を削除する。
- ・表中⑤「一般的な職員」の「6時間 (R5. 4. 1 以降は)」を削除する。
- ・表中⑥「育児又は介護を行う職員」の「4時間 (R5. 4. 1 以降は)」を削除する。

(5) 勤務時間の割振り後の変更 P 5 7

(改訂内容)

- ・②中「※ R5. 4. 1 以降は以下の場合も変更することができる。」を削除し、「職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告があった場合において、休憩時間を置くために勤務時間の割振りを変更するとき。」を③とする。

(6) 勤務時間の割振り等の職員への通知等 P 5 7

(改訂内容)

- ・①根拠規定中「職職 328 第 3②」を「職職 328 第 3⑥」に改める。
- ・①中「・ コアタイム等」の前に、「・ 最短勤務時間」、「・ 単位期間を1週間ごとに区分した各期間 (区分期間) ごとに1日を限度として、勤務時間を“最短勤務時間”未満とすることができる日」を追加する。
- ・②根拠規定中「職職 328 第 3④」を「職職 328 第 3⑦」に改める。

6 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務

(2) 早出遅出勤務の措置 P 6 1

(改訂内容)

- ・②中「午前7時以降」を「午前5時以降」に改め、「(R5. 4. 1 以降は「午前5時以降」に改正)」を削除する。

第4 休暇

3 特別休暇 P 6 8

(改訂内容)

- ・表中⑩「7月から9月まで間の3日間」の後に、「(業務の繁忙期等の事情により、7月から9月までの間に夏期休暇を使用することが困難であると認められる職員にあっては、6月から10月までの間の3日間)」を追加する。

4 介護休暇

(1) 介護対象者 P 7 1

(改訂内容)

- ・根拠規定中「職職 328 第 3⑳」を「職職 328 第 3㉓」に改める。

第 5 育児休業

2 育児短時間勤務

(16) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用 P 8 0

(改訂内容)

- ・「⑥ 服務」から「⑨ 定数上の取扱い」の見出しの番号を1ずつ繰り下げる。

3 部分休業

(3) 期間 P 8 2

(改訂内容)

- ・根拠規定中「育休法 19③」を削除する。

Ⅲ 給与

第 2 諸手当

2 住居手当

(2) 支給要件と支給額 P 1 1 8

(改訂内容)

- ・根拠規定中、「給実甲 434 給与法第 11 条の 10 関係②」を加える。

3 通勤手当

(2) 支給要件と支給額 P 1 2 0

(改訂内容)

- ・表の支給額中、「それ以外の区間については回数乗車券等による通勤 21 回分（交替制勤務の場合は平均 1 ヶ月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額とする。」を「それ以外の区間については回数乗車券等による通勤 21 回分（在宅勤務等手当を支給される職員（R6.4.1 施行予定、交替制勤務に従事する職員の場合は平均 1 ヶ月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額とする。」と改める。

(4) 確認及び決定、職員への注意喚起 P 1 2 2

(改訂内容)

- ・項目名「(4) 確認及び決定、事後の確認」を「(4) 確認及び決定、職員への注意喚起」と改める。
- ・「現に通勤手当を受けている職員について、支給要件を具備するかどうか及び通勤手当の

額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。」を「任命権者は、職員に対し、少なくとも毎年度1回、この条の規定による届出に関し注意を喚起するものとする。」と改める。
・根拠規定「規則九一二四21」を削除する。

5 在宅勤務手当 P 1 2 5

(改訂内容)

- ・「5 期末手当」以降を1ずつ繰り下げ、「5 在宅勤務手当」の内容を加える。

6 期末手当

(2) 支給要件と支給額 P 1 2 6

(改訂内容)

- ・表の6月1日・12月1日に在職する職員中、「120」を「122.5」と改める。
- ・表の6月1日・12月1日に在職する職員中、「67.5」を「68.75」と改める。

7 勤勉手当

(2) 支給要件と支給額 P 1 3 0

(改訂内容)

- ・表の支給総額の限度中、「100」を「102.5」と改める。
- ・表の支給総額の限度中、「47.5」を「48.75」と改める。
- ・[注5]表中(特に優秀)、「119/100以上200/100以下」を「121.5/100以上205/100以下」と改める。
- ・[注5]表中(優秀)、「107.5/100以上119/100未満」及び「49/100以上」をそれぞれ「110/100以上121.5/100未満」「50.25/100以上」と改める。
- ・[注5]表中(良好)、「96/100」及び「45.5/100」をそれぞれ「98.5/100」「46.75/100」と改める。
- ・[注5]表中(良好でない)、「87.5/100以下」及び「43.5/100以下」をそれぞれ「90/100以下」「44.75/100以下」と改める。
- ・懲戒処分を受けた場合の項目に、根拠規定中、「給実甲220㉞」を追加する。

10 時間外勤務手当

(2) 支給要件と支給額 P 1 3 7

(改訂内容)

- ・表中の支給額中、「A:初任給調整手当、特殊勤務手当(月額又は定率で定められているものに限る)等」を「A:初任給調整手当、寒冷地手当、特殊勤務手当(月額又は定率で定められているものに限る)等」に改める。
- ・「時間外勤務手当の支給割合」の項目に、根拠規定中、「給与法16」を追加する。

16 初任給調整手当

(2) 支給要件と支給額 P 146

(改訂内容)

- ・表の支給額中、「月額 414,800 円以内」を「月額 415,600 円以内」を改める。

IV 旅費

3 旅費の額

(1) 鉄道賃 P 163

(改訂内容)

- ・根拠規定中「蔵計 922 第 16 条及び第 17 条関係③」を「蔵計 922 第 16 条及び第 17 条関係④」に、「蔵計 922 第 16 条及び第 17 条関係④」を「蔵計 922 第 16 条及び第 17 条関係⑤」に改める。

4 旅費の計算

(7) 旅費の調整 P 168

(改訂内容)

- ・②根拠規定に「旅費法 46②」を加える。

(9) 遺族の旅費 P 168

(改訂内容)

- ・本文根拠規定中「旅費法 30、45」を「旅費法 30」に改める。
- ・②根拠規定中「旅費法 3②VI」を「旅費法 3②VI、45」に改める。

V 特別の規定に基づく任用

第 1 臨時職員・会計年度任用職員

2 勤務条件

(1) 給与 ②諸手当 P 171

(改訂内容)

- ・イ会計年度任用職員の表に「勤勉手当」及び根拠規定を加える。

4 その他の勤務条件

(4) 社会保険 P 176

(改訂内容)

- ・根拠規定中、「地共済令 2①」に「VI、VII」を加える。

第4 公益的法人等への派遣

2 職員派遣

(10) 職務復帰時の職員の処遇 P 1 9 0

(改訂内容)

- ・「昇格」、根拠規定中、「規則九一八 22」を加える。

3 退職派遣

(1) 派遣対象法人 P 1 9 1

(改訂内容)

- ・「当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関係を有するものであり」を「当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり」と改める。

(7) 派遣手続き等 P 1 9 1

(改訂内容)

- ・根拠規定中、「派遣法 10①」を「派遣法 10②」と改める。

第5 一般職の任期付き研究員

5 招へい研究員型

(5) 勤務条件 P 1 9 8

(改訂内容)

- ・[注 1] 表中、「398,000」を「402,000」、「456,000」を「461,000」、「516,000」を「522,000」、「596,000」を「603,000」、「693,000」を「701,000」、「791,000」を「800,000」と改める。

6 若手研究員型

(5) 勤務条件 P 2 0 0

(改訂内容)

- ・[注] 表中、「332,000」を「336,000」、「367,000」を「371,000」、「394,000」を「398,000」と改める。

第6 一般職の任期付職員

1 特定任期付職員及び一般任期付職員（第3条関係）

(5) 勤務条件等 P 2 0 2

(改訂内容)

- [注] 表中、「376,000」を「380,000」、「422,000」を「427,000」、「472,000」を「477,000」、「533,000」を「539,000」、「608,000」を「615,000」、「710,000」を「718,000」、「830,000」を「839,000」と改める。